

ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要

平成20年3月
国土交通省

今般、鉄道におけるハンドル形電動車いすでの利用について、関係者からなる委員会の報告書が取りまとめられました。

- 平成14年度の交通バリアフリー技術規格調査研究報告書において、ハンドル形電動車いすでの鉄道利用については①回転性能、②小段差・溝の乗り越えのため介助者が持ち上げることを想定した取っ手、③介助者が手押しで誘導できるよう操作しやすいクラッチ等が具備された機器開発が望まれるとされ、こうした機器開発や普及が進むまでの当面の間、①利用者はハンドル形電動車いすの必要性や運転能力の判定がなされている補装具費支給制度により給付を受けた者、かつ、②鉄道駅・車両の整備状況については、エレベーターの設置等による段差解消され、かつ、地上からホームまでの間の移動が確保された駅（ただし、乗降経路、車両内部の狭隘等の空間制約による当該駅の利用の可否は鉄道事業者が最終的に判断）という対応方針が提案された。
- 今般、この調査研究から5年が経過し、ハンドル形電動車いすによる公共交通機関の利用が定着してきた中で、ハンドル形電動車いすの開発状況や旅客施設、車両などの設備状況の変化に対応するため、前回調査結果を見直し、更なる利用者の利便性向上を図る事を目的とした、新たな対応方針を示すものである。
- 今回拡大及び追加された条件は以下のとおりである。
 - ①一部のハンドル形電動車いす^{*1}において、東海道・山陽新幹線のN700系と同程度以上の車いす留置スペース（多目的室を含む）、車いす対応トイレ、通路幅を有するデッキ付き車両^{*2}での利用。
 - ②介護保険制度により真にハンドル形電動車いすの利用が必要として判定がなされ貸与されている者^{*3}を対象。
 - ③段差が解消されている駅であってもハンドル形電動車いすによる利用ができない場合は、その理由を利用者に情報提供する。
- なお、これらの条件は最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取り扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。

- ※1 「一部のハンドル形電動車いす」とは以下の i)～vii)を全て満たす機種である。
- i) 基本寸法（全長 1,200mm 以下、全幅 700mm 以下、高さ 1,090mm 以下）
 - ii) 直角路走行性能(900mm×900mm の直角路を数回の切り返しで通過可能なこと、かつ、1,000mm×1,000mm の直角路を切り返し無しで通過可能な性能を右左折両方で満たす場合)
 - iii) 左右 180 度の旋回を 1,800mm 未満で回転可能
 - iv) 取って（ハンドル形電動車いすが溝にはまった時に復旧させたり、または少し角度をずらすなどの作業が必要であるときなどに、支援者が操作できる取ってを有し、かつ、取っての存在を支援者が容易に判別できる場合）
 - v) 支援者が容易に判別できるクラッチ（緊急時に一般利用者の避難の妨げにならないよう、ハンドル形電動車いすを移動させる必要があるときに、バックサポート背面への取付けなど支援者が容易に判別できるクラッチレバーを有し、かつ、誤操作の防止など安全性に十分に配慮している場合）
 - vi) 6 km/h を超える速度を出すことができないものであり、かつ 2 km/h 以下の設定が可能
 - vii) 歩行者に危害を及ぼす恐れがある鋭利な突出部がない場合
- ※2 「東海道・山陽新幹線の N700 系と同程度以上の車いす留置スペース（多目的室を含む）、車いす対応トイレ、通路幅を有するデッキ付き車両」の目安は以下の i)～iii) を全て満たすデッキ付き車両である。
- i) 客室内の車いすスペース想定（1,500mm×1,500mm 以上）または多目的室想定（通路と多目的室間の進出入に支障がなく、車いすが利用できる有効面積が 1.1m²以上のスペースで、かつ、扉幅が 900mm 以上）のいずれかを有する場合。
 - ii) 通路と車いす対応トイレ間の進出入及び便座への移乗に支障がなく、車いす対応トイレ内にて車いすが利用できる有効面積が 1.2m²以上のスペースで、かつ、扉幅が 900mm 以上を有する場合。
 - iii) 車両の乗降口、車いすスペース、車いす対応トイレそれぞれの間の通路幅が 900mm 以上を有する場合（乗降口のドア幅及びデッキから客室間のドア幅は、通過できることが最低限の条件であり 800mm でも可）。
- ※3 「介護保険制度により真にハンドル形電動車いすの利用が必要として判定がなされ貸与されている者」とは、以下を満たす者である。
- ・ 要介護認定結果及びサービス担当者会議における協議、判定等により（ハンドル形電動車いすが）必要な状態と判断されているものに発行される福祉用具貸与利用の利用契約書等（指定福祉用具貸与事業者から発行済みの利用契約書に「(単に) 電動車いす」と記載されておりハンドル形かジョイスティック形か判別がつかない場合、利用者が指定福祉用具貸与事業者に申請することによりハンドル形電動車いすの利用証明書等が発行される。）を所有している者。



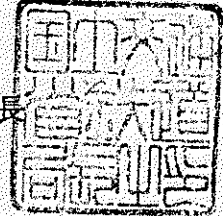
参考②

国鉄業第65号

平成21年3月3日

北海道運輸局長 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

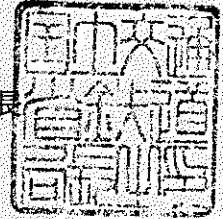


参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

東北運輸局長 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

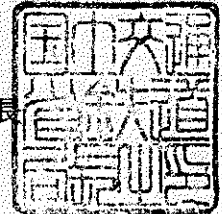


参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

関東運輸局長 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

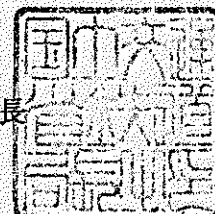
標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

国鉄業第65号
平成21年3月3日

北陸信越運輸局長 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。

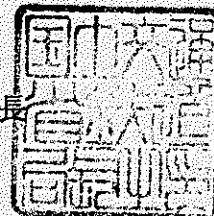
なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

国鉄業第65号

平成21年3月3日

中部運輸局長 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

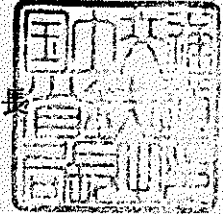


参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

近畿運輸局長 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

国鉄業第65号
平成21年3月3日

中国運輸局長 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

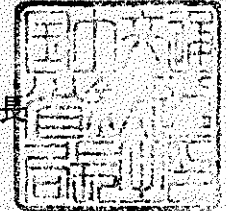


参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

四国運輸局長 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

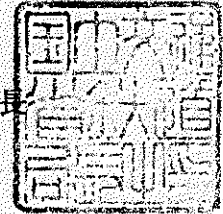


参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

九州運輸局長 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。

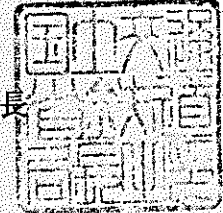
なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。



国鉄業第65号
平成21年3月3日

沖縄総合事務局長 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。



参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

社団法人 日本民営鉄道協会
会長 佐藤茂雄 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、送付する。

貴団体におかれては、傘下鉄軌道事業者に対し、今後、本報告書に記載され
た内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。